令和6年度 金融経済教育推進機構事業計画

金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号。以下「金サ法」という。)第124条第1項の規定に基づき、令和6年度の事業計画を以下のとおり定める。

I 取り巻く状況

国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現していくためには、生活スキルとしての金融リテラシーを身に付けられるよう、金融経済教育を推進していくことが重要である。しかしながら、我が国において、金融経済教育を受けたと認識している人は全体の約7%に留まっている¹。

一方で、金融経済教育を行うべきと考える人は7割を上回っており、金融経済教育を 求める国民の声は大きい¹。

これまで、政府、日銀・金融広報中央委員会、金融事業者やその業界団体などの様々な主体が学校や社会人向けに金融経済教育を実施してきたが、それぞれの取組みに重複があり、非効率であるとの指摘や、教育の担い手が金融事業者やその業界団体である場合には受け手に敬遠されるケースもある、との指摘もあった。

そのような問題意識の下、「資産所得倍増プラン」(令和4年11月「新しい資本主義 実現会議」決定)において、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための 中立的な組織として、機構を設立することが示された。機構においては、官民の様々な 主体がそれぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金 融経済教育の機会提供に向けた取組を推進することが期待されている。

機構では、こうした設立の経緯を踏まえ、令和6年度の事業計画を策定する。

Ⅱ 機構のミッション/ビジョン

1. 機構のミッション

一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング²を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献する。

2. 機構のビジョン

金融リテラシーの向上を図るプラットフォーマーとして、時代の移り変わりと個人の 多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービ スの活用や安定的な資産の形成と管理を支援する。

¹ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年) 結果」

² 自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、将来の経済状況についても安心感を得られている状態(「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」2024 年○月○日閣議決定)

Ⅲ 令和6年度業務方針

以上を踏まえ、業務を進めていくに当たっての指針として、以下のとおり令和6年度 を対象とした業務方針を定める。

1. 講師派遣事業及びイベント・セミナー事業

都道府県金融広報委員会や日本証券業協会地区協会等との連携を図りながら、学校、職域、地域コミュニティへの講師派遣事業を全国的に展開する。その際、職域における教育活動の強化を図る。また、イベント・セミナーを主催し、幅広い層を対象とした情報発信を行う。

2. 個別相談事業

家計管理や生活設計、NISA・iDeCoといった資産形成支援制度、金融商品・サービス等に関連する一般的な事項について、個人の置かれた状況(家族や収入・資産の状況、ライフステージ等)を踏まえた個別相談の無料体験を、対面及びオンライン形式で実施する。併せて、電話相談窓口も設置する。

3. J-FLEC 認定アドバイザーの普及・支援事業

個人が家計管理や生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等について、安心してアドバイスを受けられるよう、一定の要件に合致し所定の審査を通過した者(個人)を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザー(J-FLEC認定アドバイザー)として認定した上でリスト化し、公表する。

上記1.の講師派遣事業の講師、上記2.の個別相談事業の相談員には、原則として、J-FLEC認定アドバイザーの中から審査を通過した者を登録する。

アドバイスの価値や意義を個人に啓発する観点から、J-FLEC 認定アドバイザーが機構外において営む相談サービスを利用する個人に対して、相談料の一部を補助する支援事業を実施する。

4. J-FLEC 認定アドバイザー向け養成プログラム

J-FLEC 認定アドバイザーが行うアドバイスの質を確保するため、アドバイザーに求められる役割と倫理を身に着けるための倫理・コンプライアンス研修と機構が行う講師派遣・個別相談の無料体験において必要となる知識を身に着けるための基礎知識研修を必修研修として実施する。

また、制度改正等の速報性のある内容や個別具体的なテーマについて深掘りするフォローアップ研修や、ロールプレイングを通じてアドバイス技能の向上を図るアドバイス実践研修といった任意で受講する研修を導入し、J-FLEC認定アドバイザーが行うアドバイスの質の向上を図る機会を提供する。

5. 教材・コンテンツの充実

機構が行う講師派遣事業で利用する教材として、関係団体が有するノウハウを結集 し、金融リテラシー・マップに則って幅広い分野を横断的に網羅した標準講義資料を対 象層別に作成する。

また、幅広いテーマについてテーマ別の詳細コンテンツを別途作成し、これを講義時間・派遣先のニーズなどに応じて標準講義資料に組み込めるようにすることで、派遣先のニーズによりきめ細やかに応えることを目指す。

さらに各関係団体が提供していた教材・コンテンツの一部を機構に移管し、必要に応じて改訂のうえ引き続き対外提供を行うとともに、新たな教材・コンテンツの制作等を行っていく。

6. 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

機構においては、広く国民が金融経済教育の機会を手軽に得られるよう効果的な金融 経済教育を戦略的に実施していく観点から、以下を機構の KPI 及び目標として設定す る。

(1) 金融経済教育の提供(アウトプット)

KPI①: J-FLEC における講師派遣等の年間実施回数

目標①:1万回

KPI②: J-FLEC における講師派遣等の年間参加人数

目標②:75万人

(2) 金融リテラシーの向上(アウトカム)

KPI:「金融知識・判断力」関連設問の正答率

目標:正答率を欧米並み(70%)に引上げ

(3) 金融意識・行動の変容 (アウトカム)

KPI①:生活設計等への意識を持つ割合・取組み率

KPI②:外部知見の活用率

目標:①、②の割合を受講前比10%以上向上

また、機構が提供する金融経済教育の受講者を対象に、意識及び行動変容の状況を含む実態調査を実施するとともに、現在、金融広報中央委員会が実施している「金融リテラシー調査」等を引き続き機構において継続的に実施し、事業の効果測定に活用する。

7. 金融経済教育に取り組む学校等への支援制度

① 金融経済教育研究校制度

全国各地で金融経済教育に関する研究活動や実践に積極的に取り組む学校を指定 し、教育研究費の助成や研究・実践計画作成に当たってのアドバイスの提供等、さま ざまな支援を実施する。また、研究校における研究・実践報告を対外公表すること で、研究会以外の学校や教員における金融経済教育の取組み促進を図る。

② 学校·教員支援研究会

機構内に「学校・教員支援研究会」を設置し、学習指導案の制作や金融経済教育研究校制度で得られた実践報告等にもとづく実践事例集の作成等を通じて、学校教育や教員の支援のあり方について検討する。

③ 金融経済教育に取り組む教員等への支援

教員等を対象に、金融経済教育の意義や実践・指導例等を内容とするセミナーを開催するとともに、金融経済教育の実践・研究活動を行う学校横断的な教員グループに対して、助成等の支援を実施する。

8. その他事業

① 金融経済教育推進会議の運営

金融経済教育に関する諸課題への取組みについて審議することを目的に設置された「金融経済教育推進会議」について、令和6年8月に事務局機能を金融広報中央委員会から機構に移管したうえで、機構、官公庁、関係団体及び有識者の連携、情報共有、意見交換の場として引き続き活用する。

② 作文・小論文コンクールの実施

全国の中学生や高校生を対象に、金融や経済についての関心を高め、思考力や表現力を養うことを目的とした作文・小論文コンクールを開催する。

9. 組織への理解醸成

機構の認知度を高めるとともに、上記活動や金融経済教育の重要性や必要性等について社会に広く理解されるよう、情報の積極的発信、広報の充実、強化に努める。

具体的には、機構における業務の内容、関連イベント等の情報について、ホームページ等を通じて積極的に広報するほか、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、ソーシャル・メディアなどの媒体を利用して、上記活動等に関するPRを行う。

10. 全国の関係機関との連携

日本銀行が事務局を務める金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、全国銀行協会や日本証券業協会、投資信託協会といった民間団体の活動内容を可能な限り集約させ、各団体が培ってきた知識やネットワーク等を活かしつつ、効率的・効果的な金融経済教育を実施する。

また、各都道府県に設置されている金融広報委員会等と緊密に連携し、上記事業を全国的に実施し、国民の「学びの場づくり」を進めていく。その上で、各地方における金融経済教育活動に関するコミュニケーション機会を創出・発展させ、情報交換・意見交換を促すことで、より効果的・効率的な金融経済教育活動を全国において目指してい

<。

11. 情報セキュリティの確保

機構が上記の事業を進めていくに当たっては、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、十分な情報セキュリティの確保が求められる。具体的には、業務フローやシステムの構築時点から適切な情報セキュリティの枠組みを設定する。その上で、こうした枠組みの実効性を確保できるよう、役職員の情報セキュリティ意識を醸成する研修や自己点検等の取組みを通じて、適正なシステムの運用・管理及び業務情報の管理を実現する。また、情報セキュリティ水準の維持・向上や、新たな脅威等への対応に向けて、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえつつ、状況の変化や技術の進展等に応じて情報セキュリティ対策を機動的に見直す。